

(仮称) 杉並区公契約条例の制定について

令和元年12月に公表した「(仮称) 杉並区公契約条例(案)(条例大綱)」(以下「条例(案)」という。)について、区民等の意見提出手続の実施結果を踏まえ、以下のとおり条例を制定することとする。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和元年12月1日(日)から令和2年1月6日(月)まで

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ(令和元年12月1日号)
- ・ 杉並区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧(経理課、区政資料室、区民事務所、図書館(中央図書館を除く))

2 意見提出実績

計63件(個人57件、団体6件)、延べ16項目

- ・ 持参による提出42件、メール1件、ホームページ20件

3 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

区民等から提出された意見による条例(案)の修正は行わない。

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和2年 2月 令和2年第1回区議会定例会において審議
8月 条例施行

なお、労働報酬下限額等の適用は令和3年4月1日以降に締結する公契約から行うものとする。

(仮称) 杉並区公契約条例 (案) 区民等の意見の概要と区の考え方

No	意見の概要	区の考え方
1	公契約条例の制定は大変喜ばしい。早期に制定し、労働者の賃金が上昇することを期待する。 【他、同趣旨 2 2 件】	ご指摘のように、本条例の制定によって、公契約に従事する労働者等の労働環境の整備がさらに推進されるとともに、区が発注する公共工事・公共サービスの品質がこれまで以上に確保されるものと考えております。
2	条例制定により賃金の下限額が決まることは望ましい。労働者にしっかりとした賃金を支払い、暮らしが良くなる条例にしてもらいたい。 【他、同趣旨 1 5 件】	
3	賃金のたたき合いが無くなることで建設従事者や委託サービス業者の仕事の品質が向上することを望む。 【他、同趣旨 7 件】	
4	公契約現場で賃金の下限額が守られれば、必ず町場にも波及するのでしっかりと欲して欲しい。 【他、同趣旨 1 件】	
5	公契約条例制定で工期や追加工事の担保がされれば適正な施工が出来ると思う。 【他、同趣旨 2 件】	
6	いつまでも杉並で事業したいです。地元業者を守る条例にして、杉並区の会社が請け負える仕組みを作ってほしいと思います。 【他、同趣旨 1 件】	条例の趣旨に基づき、手続きの透明性や公正な競争の確保等を前提としながら、引き続き、区内業者の受注機会の確保を図ってまいります。
7	作るだけでなく、実効性のある取り組みをお願いします。 【他、同趣旨 1 件】	事業者との契約において、事業者に対して雇用契約の締結状況や賃金等の支払い状況を確認するための報告書の提出を求めることを定めるほか、必要に応じて区による立入調査を行うこと等を定めることにより、条例の実効性を担保してまいります。
8	区のサービスは、私たちの生活に直結しています。区の仕事をする人の賃金がまともに払われるようなチェック機能も必要だと思います。 【他、同趣旨 1 件】	
9	条例を早期に制定していただき、その後さらに契約内容や具体的な労働報酬下限額等の設定などについて、(仮称)杉並区公契約審議会での議論を深めていただきたい。	(仮称)杉並区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定、その他公契約に関する重要な事項についての審議を行う予定としています。

項目	意見の概要	区の方考え方
10	公契約条例の実効確保で住民サービスを向上させる、また、労働者の労働条件の確保をより充実したものとするため、2年に1回程度の事業者（元請、下請け）、労働者それぞれに向けたアンケート調査を実行することを要望します。	条例施行後も、現在行っている事業者（元請、下請）を対象とした公共工事の賃金実態に関するアンケートを継続して実施するほか、労働団体を含め、適宜、関係団体からの意見を伺ってまいります。
11	公契約を結んだ業者に公契約の内容に沿った履行確認をするために立入り調査を行うことができるという事ですが、契約を結ぶ前に労働条件の調査そして契約の後の履行確認の立入り調査の前に社会保険労務士に任意の調査を行わせることを提案します。立入り調査は、公権力の行使ですので社労士を活用することは出来ませんが、任意の調査には活用し、立入り調査前に当該事業所の状態について専門家の意見を聞くことが良いと思料します。	これまで業務委託契約や指定管理者の履行評価において行ってきた社会保険労務士による調査は、継続して実施してまいります。現在のところ、立入り調査に先立って社会保険労務士による任意の調査を行う考えはございません。
12	公契約条例制定で、自治体の発注する事業で労働者の賃金の低下を防止することで、労働者の生活を安定させることができ、私達事業者は適正な競争による経営の安定が図れ、市民は安全かつ良質なサービスの享受、の効果があると思料します	区としても、条例の制定には、ご指摘のとおり意義や効果があるものと考えております。
13	公契約条例により若い職人が安定した生活ができるようになれば若い職人も増えるようになるでしょう。	
14	特定公契約の範囲については、今後はさらに工事予定価格の引き下げ、例えば、1,000万円や2,000万円以上とするなど、是非とも工事予定価格の引き下げに関する取り組みを要望いたします。	特定公契約の範囲につきましては、条例の実効性を確保する観点から、事業者の負担や区のチェック体制等を踏まえて設定する必要があるものと考えており、現時点においては、その範囲を拡大することは想定しておりません。
15	区内建設業者、下請け業者の実態から考えても外国人技能実習生を含む外国人労働者も多く、一部他の自治体条例にもある「未熟練」の категория における賃金・報酬下限額を設けることが実態上必要と思われることから検討をお願いします。	労働報酬下限額の設定区分等の詳細につきましては、（仮称）杉並区公契約審議会における審議を踏まえて決定してまいります。
16	受注者が支払う労働報酬下限額の設定等については、他の自治体でも一律の下限額設定として運用しているところがありますが、いくつかの自治体では、業種ごとの報酬下限額を設けています。特に、給食、保育、介護、栄養士、施設管理、警備など、資格を要する業種、安全面が問われる業種などから業種ごとの報酬下限額の設定を早期に検討することを要望します。	